

平成 3 1 年度

白鷹町社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会

平成31年度白鷹町社会福祉協議会事業計画書

I 基本方針

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、地域住民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化しています。

国においては、本年10月の消費税率の引き上げによって、2025年を念頭に進められてきた社会保障・税一体改革が完了し、今後、団塊ジュニア世代が高齢となる2040年を見据えた検討を進めることが必要として、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、多様な就労・社会参加の環境整備、健康寿命の延伸、医療・福祉サービスの改革による生産性の向上、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保に取り組むとしております。

このような状況にあって、公益性と非営利性を備えた社会福祉協議会に求められる役割は、ますます重要なものとなっております。今年度は、本会が中心となり、平成28年改正社会福祉法において、全ての社会福祉法人に対して課せられた、「地域における公益的な取組」の実施に向け、町内の社会福祉法人と連携を図りながら進めてまいります。

新規事業として、「ひがしね保育園」において0、1歳児の保育を行います。併せて、園庭等の整備にも取り組んでまいります。

地域福祉については、地域におけるさまざまな福祉課題について、地域住民を始め、社会福祉施設、民生委員・児童委員、関係各団体等と連携し、国が提唱する「我が事・丸ごと」の地域づくりに貢献できるよう努めてまいります。なかでも、福祉バスの運行については、各地区サロンの事業で利用される場合、運転手賃金の半額助成を引き続き実施いたします。また、サロン主体の「買い物ツアー」を実施し、閉じこもりがちな高齢者と地域との繋がりづくりを進めます。

ボランティア育成支援の傾聴ボランティア活動については、施設訪問や在宅訪問を行ない、一人暮らし高齢者の様々な想いに寄り添ってまいります。新たに傾聴ボランティア養成講座を開設し、ボランティアの増員に努めてまいります。

介護事業については、特に訪問介護事業において利用者数が大幅に減少するなど、経営的に厳しい状況にあります。制度の狭間にある方へ対応できるサービスを検討してまいります。今後とも制度改正等を見据えながら居宅介護事業及び訪問介護事業の健全経営に努めてまいります。

子育て支援拠点施設の経営については、今後利用者数の減少が予想されるなか、さくらの保育園、子育て支援センター、放課後児童クラブの各事業を一体的にとらえ、職員の配置を流動的に行うとともに、地域や保護者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、施設の安心で安全な運営に努めてまいります。

荒砥高等学校支援として実施している「介護職員初任者研修」については、大変有効な福祉

人材の確保、就職支援につながっていることから、関係機関との連携のもと、引き続き実施いたします。

生活困窮者自立支援事業については、引き続き山形県から委託を受けて、西置賜3町の社会福祉協議会が組織した共同体で、自立相談支援事業を行ってまいります。改正生活困窮者自立支援法（平成30年10月施行）に基づき「支援会議」を設置し、関係機関（福祉、就労、教育、税務、住宅等）で把握している情報を提供することにより、各困窮者に応じた的確な支援に努めてまいります。

本会は、地域福祉を推進する中核的団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進するため、町の上位計画に基づき、本会の地域福祉活動においても関係機関や各種団体との連携をより一層密にし、地域住民の理解と協力を得ながら、「自立と協働」共に支え合うまちづくり」を基調として、各事業に取り組んでまいります。

Ⅱ 重点事業

1. ひがしね保育園の運営

引き続き「ひがしね保育園」の特色である障がい児保育を行うとともに、0、1歳児の保育を開始いたします。また、移動式のプールを購入するとともに、遊具の購入、園庭の整備を順次行ってまいります。

2. 地域福祉・在宅福祉の推進

地域住民、社会福祉施設、民生委員・児童委員及び関係各団体等と連携し、地域における福祉課題を把握し、その解決を図るため、相談・支援体制の充実を図ります。

3. 福祉サービス利用や生活自立の支援

誰もが必要な時に必要なサービスが受けられるよう、また生活自立を支援するための取り組みを推進します。

4. 介護保険等事業の充実

在宅における生活を支援するための介護保険、介護予防、障害福祉事業などの充実を図るとともに、健全経営に努めます。

5. ボランティアの育成支援

ボランティア活動をしている個人や団体の登録を勧め、情報の提供や連携を図り、ボランティア活動の育成、支援に努めるとともに、地域におけるボランティア活動の充実・向上に取り組めます。今年度は傾聴ボランティアの養成講座を実施いたします。

6. 子育て支援拠点事業の推進

さくらの保育園、子育て支援センター及び放課後児童クラブの運営など、地域の子育て支援拠点施設としてサービスの充実・向上に努めるとともに、ひがしね保育園との人事交流を行います。

7. 生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業の推進

山形県から委託を受け、本会にセンター機能を、小国町、飯豊町にサブセンターを設置して、県及び町の行政担当部署及び関係機関、関係団体と連携しながら、第2のセーフティネットとして、問題を抱える相談者の困窮状態からの早期脱却を支援します。

今年度は、支援会議を年2回開催・運営していきます。

Ⅲ 事業計画

1. ひがしね保育園の充実

(1) ひがしね保育園経営	ひがしね保育園の特色である、障がい児保育の充実を図るとともに、地域の要望に応え、1歳児保育を実施いたします。 また、移動式プールの設置を始め、遊具の購入など、年次計画を立て園庭の整備を図ってまいります。
---------------	--

2. 地域福祉在宅福祉の推進

(1) 地域ネットワークの推進	福祉推進員（区長・町内長）を委嘱し、民生委員との連携を図り、地域における見守り支援のネットワークの形成を図ります。また、地域における福祉問題などを話し合う福祉座談会を開催します。 ◆ 福祉推進会議の開催 ◆ 福祉座談会の開催
(2) 民生委員・児童委員活動の支援	地域における見守り・支援、関係機関とのつなぎ役としての活動を支援します。 ◆ 福祉カルテ・災害時要援護者台帳の整備 ◆ 児童遊園地の点検・補修、児童通学路の安全点検 ◆ 地域での見守り、相談事業の推進
(3) ふれあいサロン事業の推進	閉じこもりがちな高齢者に集いの場を提供し、高齢者の孤独感や不安感の解消、また、介護予防の促進を図り、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせることをめざす「ふれあいサロン」事業を支援します。 ◆ 町内32カ所開設

(4) 善意銀行の運営	住民の善意の寄付や奉仕活動の預託を受け、ボランティア活動などに払出しを行い、社会福祉の増進を図ります。
(5) 友愛訪問活動	老人クラブ会員による一人暮らしや高齢者世帯の訪問活動で地域での見守り活動を支援します。
(6) 配食サービスの実施	見守りが必要な単身高齢者について、週 1 回ボランティアが弁当を配達し安否確認を行います。 ◆ 利用者負担 200 円 ◆ 対象世帯 支援の必要な世帯 ◆ ボランティア 4 名
(7) 広報活動	社協活動の事業内容や社会福祉サービスを周知し、地域福祉の意識高揚に努めます。 ◆ 機関紙「ふれあい」の発行 年 3 回、全戸配布 ◆ ホームページによる広報の充実 ◆ フェイスブックによる情報の提供
(8) 社会福祉活動功労者 顕彰事業	多年にわたり社会福祉、ボランティア活動に尽力された団体・個人を顕彰し、福祉の高揚を図ります。

3. 福祉サービス利用や生活自立の支援

(1) 生活相談所の開設	弁護士による法律相談を実施します。 ◆ 相談日 第 1 水曜日（祝祭日の場合は翌週） ◆ 場 所 老人福祉センター ※ 従来心配ごと、困りごと相談は、随時社協窓口で対応
(2) 福祉サービス利用援助事業 (県社協委託事業)	認知症、精神障害者、高齢等の要支援者に対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより在宅での自立した生活を支援します。
(3) 生活福祉資金貸付事業 (県社協委託事業)	低所得世帯、高齢者・障害者世帯の自立更生を図るための資金貸付を行います。また、生活困窮者自立支援制度と連携し緊急小口資金で、公共料金等の滞納分の解消に努めていきます。 ◆ 総合支援資金（生活費用、住宅入居費等） ◆ 福祉資金（医療費、冠婚葬祭費、緊急小口資金等） ◆ 教育支援資金（高校・大学等への入学・就学資金） ◆ 不動産担保型生活資金（居住用不動産を担保にして生活資金を貸付け）

(4)たすけあい資金貸付事業	低所得世帯に対し、緊急に必要な資金の貸付を行います。 ◆ 貸付限度額 10万円（無利子、5万円を超えれば連帯保証人必要）
(5)罹災世帯の援助	火災、その他災害等に遭われた世帯への支援 ◆ 全焼、全壊等 1万円 ◆ 半焼、半壊等 5千円
(6)車いす、福祉用品の貸付事業	車いすの貸し出しを無償で行います。また、シルバーポーズ、ピーンボウリング、ワナゲなどの福祉用品を貸し出します。
(7)チャイルドシート等の貸付事業	出産等で一時帰郷した方や子育て中で緊急性が高い世帯に対し、チャイルドシート・ジュニアシートの貸し出しを無償で行います。 貸出条件 ◆ 白鷹町民（一時帰郷者等を含む。） ◆ 使用者（運転者）が普通自動車免許を有する者 ◆ 使用自動車に貸付用具が装着可能であること
(8)福祉バス運行事業	福祉バスを利用し、各種福祉大会への参加や福祉団体等の行事への参加、各地区いきいきサロンの催事等での利活用の充実を図るとともに、いきいきサロンのボランティアの協力を得ながら、「買い物ツアー」を盆・正月・お彼岸の準備に向けた時期に実施いたします。（年3回程度）また、サロン主体の「買い物ツアー」も実施いたします。

4. 介護保険等事業の充実

(1)居宅介護支援事業	介護認定を受けた方に対し、適切なサービスが受けられるよう関係機関と連携を取り、ケアプランを作成します。 ◆ 営 業 日 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始休暇日を除く。） ◆ 営業時間 8時30分～17時15分
(2)訪問介護事業	介護認定を受けた方に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活援助、身体介護等のサービスを提供します。 ◆ 営 業 日 毎日 ◆ サービス提供時間 午前8時～午後10時

(3)障害福祉サービス事業	身体・知的・精神障害者の方に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活援助、身体介護等のサービスを提供します。 ◆ 営業日等は訪問介護事業と同じ
(4)障害・移動支援事業 (町委託事業)	ホームヘルパーが特別支援学校への通学支援を行います。
(5)通所型デイサービス事業（ハ乙女げんき塾） (町委託事業)	介護保険に該当しない方に対し、通所により、閉じこもりの防止、介護予防に効果があるとされるサービスを提供し、自立した生活の支援を行います。 ◆ 定 員 120 名 ◆ 開催日 月曜日～金曜日（祝日を除く）
(6)家族介護者交流事業 (町委託事業)	寝たきり等の家族を介護する方に対するリフレッシュ事業を行います。日帰りと宿泊の 2 コースを計画いたします。

5. ボランティア育成支援と福祉教育の推進

(1)ボランティア育成支援	ボランティア活動の相談、登録、コーディネート窓口としての機能強化を図ります。 ◆ ボランティア研修会の実施 ◆ 傾聴ボランティアの活動（施設及び在宅高齢者） ◆ 傾聴ボランティアの養成講座の開設 ◆ 除雪ボランティアの対応
(2)災害ボランティアセンター設置運営訓練事業	災害時における災害ボランティアセンターの立ち上げに向けて、職員のスキルアップのための研修を行うとともに、町が行う総合防災訓練に参加し、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行い、いつ起こるかわからない災害に即応できる体制整備を図ります。
(3)福祉教育研究指定校の委嘱	社会福祉への理解と関心を深めるため、各小学校における福祉教育、福祉思想の普及啓発活動を支援します。
(4)高校・中学生ボランティア活動事業協力校の委嘱	ボランティア活動を通し、社会福祉についての理解と関心を深めるため、高校、中学校におけるボランティア活動を支援します。

6. 福祉団体活動支援

(1) 民生委員児童委員協議会	地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っており、地域住民の身近な支援者として、社会福祉の増進のために、地域福祉の充実のため、団体の事務局として、その活動を支援します。また、本年は改選期にあたるため、円滑な引継ぎができるように努めてまいります。 ◆ 民生委員・児童委員 51 名 ◆ 主任児童委員 3 名 ◆ 地区民児協の開催 ◆ 専門研修会の実施
(2) 老人クラブ連合会	高齢者福祉の向上のため、介護予防のための健康づくり活動や会員相互の支えあいなど地域を基盤とする活動を育成援助していきます。 ◆ 単位老人クラブ 5クラブ ◆ 会員数 172名 ◆ グラウンドゴルフ・ワナゲ大会の開催 ◆ 研修会、研修旅行の実施
(3) 身体障害者福祉協会	身体障がい者（手帳所持者）の会員相互の福祉の向上と親睦を図るため、その活動を支援します。 ◆ 会員数 76名 ◆ 研修会・スポーツ大会の実施 ◆ 県福祉大会への参加 ◆ 県障がい者スポーツ大会への参加
(4) 手をつなぐ育成会	知的障がい者の福祉の増進、会員相互の連携と研修など、会の活動を支援していきます。 ◆ 会員数 33名 ◆ 自立訓練研修 ◆ 県知的しょうがい者福祉大会への参加
(5) 遺族会	戦没者遺族の相互扶助と福祉の増進を図るため、その活動を支援します。 ◆ 会員数 207名 ◆ 町戦没者追悼式への参加 ◆ 全国・県戦没者追悼式への参加

7. 共同募金運動の展開

(1)赤い羽根共同募金運動	住民に身近な共同募金活動を目指し、町民皆様のご理解と参加により社会福祉事業、福祉団体の助成、在宅福祉サービス活動を推進します。 ◆ 実施時期 10月～12月 ◆ 募金額 1戸 600円
(2)歳末たすけあい運動	共同募金活動の一環として地域住民やボランティア、民生・児童委員の協力のもと、一人暮らしの高齢者世帯、準要保護児童への支援、友愛訪問活動、地域福祉活動等を推進します。 ◆ 実施時期 12月 ◆ 募金目標額 1戸 300円

8. 子育て支援拠点事業の推進

(1)さくらの保育園経営	健やかで、心豊かな子供を育てる環境づくりに努めるとともに安心感と信頼感のある保育に努めます。 ◆ 保育目標 ①心身ともに健康な子ども ②意欲、自主性、思いやりのある子ども ③豊かな感性をもつ子ども ◆ 入所定員 150名 ◆ 開園時間 午前7時から午後7時まで
(2)子育て支援センターの管理運営 (町指定管理事業)	指定管理者として子育てを地域で支え合う環境づくりを行い、保護者の子育て力の向上を支援します。 ◆ 運営目標 ①親同士、子ども同士の交流 ②子育て相談や情報交換の場の提供 ③地域に根ざした子育て支援活動の展開 ◆ 事業内容 ①遊び広場の開催 ②育児相談、育児講座の開催 ③子育てサークルの支援 ④ファミリーサポートセンターの運営 ◆ 開館時間 午前8時30分～午後5時 (日曜日・祝日は午前9時～午後4時)

	※ 規則による休館日のうち、8月13日から同月16日まで及び12月29日から同月30日までは開館日とします。
(3)放課後児童健全育成事業（鮎っ子クラブ、蚕桑っ子クラブ）の運営 （町委託事業）	小学校に通う児童を対象に放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成に努めます。 ◆ 運営目標 「ともに学び、ともに遊び、ともに働く」 ◆ 利用時間 ①平日：午前11時～午後7時 ②土曜、長期休暇、学校代休日：午前7時～午後7時

9. 生活困窮者自立支援事業の推進

(1)生活困窮者自立相談支援事業の推進 （県委託事業）	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員（兼務）を配置し、個々の相談者のニーズや状況をアセスメントしたうえで、支援計画を策定するとともに、関係機関・団体との連携・調整等のコーディネート等を行い、相談者の困窮状態からの早期脱却を支援します。
--------------------------------	--

10. 介護職員初任者研修の実施（町委託事業）

(1)実施場所	健康福祉センター、白光園、マイスカイ中山
(2)研修期間	平成31年5月7日～10月25日
(3)カリキュラム等	講義、演習、実習 130時間
(4)受講資格	荒砥高校及び白鷹高等専修学校第3学年、他に受講を希望する白鷹町民及び白鷹町内に勤務する者

11. 法人運営管理

(1)法人の運営	①理事会の開催 理事11名 業務執行に関する意思決定機関 （評議員会に上程する議案等の審議 6月、3月、他） ②評議員会の開催 評議員12名 法人運営の議決機関 （決議事項：定款の変更、理事・監事の選任、解任、予算・事業計画の承認、決算・事業報告の承認など 6月、3月、他） ③監査の実施 監事2名 事業、決算の監査（5月） ④三役会（随時） 理事会、評議員会への上程議案等について審議
----------	---

(2) 財政基盤の確保	法人の自主財源を確保し、地域福祉の推進を図るため、趣旨に賛同する方から会費を募ります。 ◇ 普通会費 1 世帯 1,200 円 ◇ 賛助会費 1 口 1,000 円
(3) 役職員研修	法人運営に資するため、役員及び職員研修を実施します。
(4) 連絡調整	置賜地区、西置賜地区社協と連携を図り事業を推進します。 ◇ 置賜地方社会福祉協議会連絡会 ◇ 西置賜地方福祉連絡会議

12. 地域福祉活動計画の推進

(1) 地域福祉活動計画の見直し	平成33年度からスタートする第3次地域福祉活動計画策定に向け、座談会等を開催し地域における福祉課題の収集、分析を進めてまいります。
------------------	---

Ⅳ 職員体制

部 門	正職員 (うち町派遣)	嘱託職員	パート職員	計
事務局	4	1		5
居宅介護支援事業所	2	1		3
訪問介護事業所	2	9	3	14
生きがいデイサービス事業		1	3 (2)	4 (2)
さくらの保育園	16	12	8	36
子育て支援センター		2 (1)	6	8 (1)
放課後児童健全育成事業	1 (1)	3 (2)	7	11 (3)
ひがしね保育園	7 《2》	5	5	17 《2》
合 計	32 《(3)》	34 (3)	32 (2)	98 《(8)》

※ うち、《 》内は町派遣、()内は兼務